

## 横浜家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日 時

平成19年11月30日(金)午後2時～午後5時

### 第2 場 所

横浜家庭裁判所大会議室(本館5階)

### 第3 出席者

(委員)五十音順,敬称略

石井徹夫,石黒康仁,岩田泰子,上田邦彦,岡崎勲,押切瞳,近藤昭一,  
近藤文子,林義亮,丸山征,森和雄,山上晃,山崎恒(委員長),  
四方耀子

(オブザーバー)

大内潤子,柏木清一郎(当庁家事調停委員)

(事務担当者)

吉武雅人,野寺富和,大野方已,三浦紀内,境敏博,七尾聡,吉田勝行

### 第4 テーマ

家事調停について

### 第5 議事

1 家事調停事件についての概要説明(押切委員)

2 模擬家事調停

当庁の家事調停事件の統計について説明した後,模擬家事調停を実施した。

3 意見交換

模擬家事調停を含め家事調停事件について委員にアンケートを実施し,その回答結果を紹介しながら,委員から意見を伺った。

(以下、委員記入のアンケートから取り挙げられた質問事項、  
委員長、委員、事務局、その他)

調停委員会における家事審判官(以下「審判官」という。)の役割はどのようなものか。また、家事調停手続の最初から審判官が調停に直接関与しない理由は何か。

調停委員会は、審判官1人と調停委員2人で構成される。

横浜家裁では、1人の審判官が一期日で同時に受け持つ事件は17件ほどになるために、審判官が特定の事件に掛かり切りになることは難しい状況にある。

必ずすべての調停室に審判官は来るのか。呼ばれたら入るのか。

すべてには難しい。進行について調停委員と評議を行うことはある。ただ、大抵は調停室を飛びまわっていることが多い。

今回の模擬家事調停は、限られた時間で手続を理解させるためにコンパクトにまとめたものと思われるのでやむを得ないが、一般の方にそのまま見せると、やや事務的な印象を受ける。特に夫婦が別居に至った事情、原因について、調停委員と当事者とのやりとりを通じてもう少し詳しく描いてもらわないと、若干誤解されるかもしれない。

また、審判官と調停委員の関係がよく分からない。調停委員の方が内容を詰めて、審判官が最終的、形式的に判断するのか。それとも、最終的な案をまとめるために、審判官と調停委員の間でやり取りをした上で決めているのか。

調停委員が、当事者からそれまでの経緯をじっくり聴き、その都度手控えのメモを作成するため、調停がどのように行われたか審判官がつぶさに分かるようになっている。そして、今後の進行をどのようにしていくか、調停前、調停後、あるいは調停の途中で審判官と評議を行い、相談している。

争点の少ない事案では、条項を決めた段階で、成立した時だけ審判官が調

停室に呼ばれるというケースもある。基本的には、調停委員は時間をかけて当事者の話をじっくり聴いてもらっているが、審判官は同じ期日に多数の事件を抱えているため、当事者から直接話を聞くことが難しく、いわばかじ取り、問題が生じたときに話を伺うということが多い。

どのような方が調停委員に応募されるのか。

色々な方が応募している。配布資料では無職者が多いが、これは既に仕事を退職された方々であり、退職前の職業は、公務員や会社員、大学教授、教職員など多岐にわたっている

年齢層としては、退職者が多いので、61歳以上の方が70%以上を占めている。

家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）の役割はどのようなものか、模擬家事調停を見ている限りでは分かりにくい。

調査官の役割として、当事者が出て来ない場合に出席をお願いする出頭勧告のほか、未成年の親権者や監護者の指定、面接交渉等に関連して、調停期日以外に調査官が当事者と面談して具体的事実の調査したり、子どもと直接会って話をしたり、外から観察することによって子どもの意向や監護の現状を調査することがある。調査の結果は調停委員会に書面で報告している。

これらの事実の調査とは別に、調整というものがある。当事者の中には、非常に精神的に混乱を来している方もいて、自分の考えをうまく伝えられない人がいる。そういう場合には、調査官が面接を繰り返しながら心情の安定を図り、調停期日で自分の真意を述べることができるように援助を行っている。ただ、調査官も人数が限られているので、すべての調停事件に対応することはできず、主に子どもが絡んでいるケースに関与することが多い。

突発的に調整が必要になる場合もあるため、当番制で調査官がいつも待機しており、すぐにその調査官が調整を行える態勢をとっている。

調停成立後の双方の関係について裁判所はどこまで関与できるのか。また、

合意内容が守られなかったときはどうなるのか。

調停が成立してそれが調書になると、判決と同じ効力が生じ、そこに書かれた内容は守らなければならない強制力を持つことになる。そして、もしそれが守られなかった場合には、権利者の申立てで、家庭裁判所が相手方に守るように勧告する手続（履行勧告）をとることができるほか、地方裁判所に対して強制執行を求めることができる。

若干敷衍すると、履行勧告とは、当事者からの申出があったときに、調停条項や審判で定められた内容の履行を裁判所が勧告する手続であるが、その具体的な運用は、調査官が履行する義務のある当事者に電話をしたり、履行勧告書という書面を送るなどして勧告している。場合によっては、履行義務者に面接して勧告することもある。そして、その内容を権利者に伝え、検討していただくという流れになっている。強制力を持たない手続ではあるが、もし履行されない場合には、強制執行の可能性があることも説明している。このように、履行勧告とは、いわば調停のアフターケアといえるものである。ただ、金銭の支払いはともかくとして、子どもの引渡しなどの条項が履行されない場合には、勧告だけでこれを実現するのはなかなか難しい。

子を巡る紛争は、ある程度大きくなるまでは直接強制を行うこととなるのが一般的である。ただ、親が子どもをどうしても離さないために、説得を試みなければならない場合もあって、大変困難な問題といえる。本来的には、強制執行を行う機関は地裁なので、調査官が当事者についての情報を地裁に提供することはあっても、家裁が執行に直接関与しないことになっている。

また、間接強制といって、子どもを引き渡さないときには、ペナルティとして1日にいくら払えという形で、間接的に強制をかけるという制度があるが、現在はさほど使われていない。

調停委員一人当たりで、年間平均どれくらいの件数を受け持つのか。また、横浜家裁では調停委員はどれくらい所属しているのか。

調停委員の専門性（弁護士，不動産鑑定士，一般）によって，受任件数が異なるので，調停委員一人当たりの平均受任件数について統計は取っていない。

調停委員の数は，横浜家裁管内全体で合計460人強程度である。

調停委員の任務の困難なところはどのようなところか。

特に調停開始時においては，当事者双方に感情的な対立があるので，調停委員としては，まずは感情的なところを洗い出して調整し，話し合いの土俵に乗るようにした上で，当事者の言い分・主張を論理的に整理し，解決に結びつけていく作業をすることになるが，それに一番苦しんでいるのではないかと思う。

当事者がどういうことを望んでいるのか早く把握するために，徹底して当事者双方の話を聴くことが大事である。1，2回目の調停では，本人も緊張したり，逆にエキサイトしたりして，なかなか本音が出て来ないことが多いが，3回目の調停くらいになると，当事者から本音が出てきたり，当初主張していた筋とは違う主張が新たに出てくることがある。進路を見極めるよりは，お互いの主張の根っこの部分を早くつかむことに苦慮している。

調停委員の研修とはどのようなものか。

全国一律に，初任者，1年目，3年目，5年目の研修及び研究会が行われており，また経験を異にする方を集めて行うケース研究会もある。

横浜ではそれに加えて家事調停協会主催として，裁判官等を講師として呼んで遺産分割や年金分割等の講義を行ったり，ケース研究を行うなど，1年中何らかの研修が行われている。その他に，自主的にテーマを持ち寄って意見交換を行うなどもしており，研さんの機会は多い。もっと個別的に共通の課題を持った調停委員が情報交換を行ったりもしている。

模擬家事調停はやはり，非常にうまく行き過ぎていて，事務的な印象がある。短時間で模擬を行ってどれだけ真実に近いものが出来上がるのか難しい

が、混み入った複雑な事情があって調停に来られる人が、一体何を求めているかということ、一緒に悩みながら見つけていき、最終的には自分たちのことを考えて調停をしてくれた、などといった文脈があった方がよい。模擬家事調停の行事で行われた参加者のアンケートはいい結果が多いので、どうしてかなと不思議に思うくらいである。

調停がスムーズにいく件数はどれくらいなのか。また、どれくらいの回数で成立、不成立になるのか。

遺産分割事件のような紛争性の高いものは概して長くなるし、夫婦関係調整でも場合によっては長くなるので、平均何回くらいとは言えない。ただ、成立率は5割前後である。

実施した回数の統計を取ってみると、2～3回目が大きな山となり、次に4～5回目が二つ目の山となっている。

それは、調停が2～3回目で成立したという意味なのか。

成立した事件だけでなく、不成立や取下げ等も含んでいる。

今日行ったような模擬家事調停を一般の方々に見てもらったとしても、何をねらいとしているのか見えてこない。

確かに、何を目的で行うものかを明確にして実施する必要があることはその通りであると思う。今回の寸劇は法の日の一環で、家庭裁判所が行っている通常非公開で行われる家事調停事件のことを広く一般の方に知ってもらうために行った広報活動の一環である。もっと本質的に困っている人に、様々な情報を与えるというところまでは意識していない。

わかりやすく宣伝するために芝居を行うということは弁護士会でも行っているが、その際、劇団の方に参加してもらおうと、驚くほど芝居が変わってくる。セミプロみたいな人が入るともっと劇が引き締まって見えると思う。

出席しない相手方について調停委員が出張してもいいのではないか。

実際の実務では、裁判所内の調停室で話し合いをすることがほとんどであ

る。ただ、遺産分割など、現場を見る必要があるものについては、現地で調停することもあり得る。

(家事調停についての協議終了)

#### 4 委員長代理の指名

山上委員が委員長代理に指名された。

#### 5 市民団体からのアンケート回答の報告について

「第二期裁判所委員会についてのアンケート調査」と題するアンケートへの対応については、前回の委員会において、委員会事務局で回答し、次回の委員会において報告することで了承を得ていたが、この度、当事務局において回答したことを報告した。

#### 6 次回テーマについて

家庭裁判所に関わる専門分野となると、裁判所側の制度説明に終始することとなり、こちらとしても十分な知識、情報もなく、意見が述べづらい。委員に対して、何を裁判所が聴きたいのか、テーマをもっと明確にしてほしい。

裁判所を利用した人からの声を聞き、それらを反映させるためにどうしたらいいかということテーマにしたらどうか。

少年事件関係の中で当事者から裁判所に対する不満や問題点を聞いて、改善できることがあるかどうかを話し合ったらどうか。

再非行を防ぐためには、どのようにしたらいいのか、各関連機関との連携について検討したらどうか。

審判後の少年について、追跡して当事者へどのような配慮やアドバイスができるのか。

審判後の少年について、追跡して、というのは、現実的にはなかなか難しい。

現在裁判所が抱えている課題や問題を出してもらってそれを話し合ったらどうか。

今回の模擬家事調停と同じように、委員の前で模擬少年審判をやってもらい、それから、意見交換を行うのはどうか。

それならば、今年の春に当庁が作成した模擬少年審判のDVDを利用する形で、意見交換を行うのはどうか。

(以上のとおり、次回取り上げるテーマを少年事件についてとし、その際、当庁が作成した模擬少年審判のDVDを利用することとなった。)

#### 7 次回期日について

平成20年2月15日(金)(当庁本館5階大会議室)